

公益財団法人日本生態系協会

令和8年度事業計画

令和8年4月1日～令和9年3月31日

1. 自然と共存した美しく持続可能なくにづくり・地域づくりに向けた普及広報、啓発教育事業

(1) 政策提言事業

自然と共存した美しく持続可能なくにづくり・地域づくりに向けた法律及び条例等の制定・改正、各種行政計画の立案や見直しに関する提案を、国会議員、地方議会議員、国や地方自治体の職員、各種審議会委員に対し行います。

特に、地方自治体へのネイチャーポジティブ及び30by30目標の実現に向けた提案等の協力を行います。

(2) 国際フォーラム事業

国内外からゲストを招聘し、持続可能な地域づくりをテーマにした国際フォーラムを開催することを検討します。

(3) 会報及び書籍の編集・発行事業

会報「エコシステム」を隔月で編集・発行し、自然と共存した美しく持続可能なくにづくり・地域づくりに関する考え方や国内外の事例を紹介します

また、会報は、国会議員、地方議会議員、国や地方自治体の職員、報道機関等に対し、無償で配布します。

(4) 地方自治体への情報提供事業

全国の知事、市区町村長や地方議会議員等を対象に、自然と共存した美しく持続可能なくにづくり・地域づくりに関する情報発信を行います。

(5) ウェブサイト、各種報道機関等への広報事業

協会運営のウェブサイトやSNSの活用を充実させるとともに、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等の媒体や展示会等の催事を通じ、協会の考え方の普及や活動に関する広報を行います。

(6) 写真等の貸出事業

協会所有の写真や図版等の貸出を通じ、協会の考え方の普及や活動に関する広報を行います。

(7) 人材開発事業

ビオトープ管理士、こども環境管理士の資格認証及びビオトープ管理士セミナーの実施等を通じ、環境に関する正しい知識と技術を持つ人材の認証、育成を行います。

国等に対し、これらの資格の認知と有資格者の活用について、働きかけを行います。

ビオトープ管理士で構成される日本ビオトープ管理士会の運営支援や、こども環境管理士の活動支援を行います。

(8) 学校・園庭ビオトープ普及促進事業

「全国学校・園庭ビオトープコンクール2025」の成果や課題を踏まえ、令和9年度におけるコンクールの実施に向けた企画検討を行います。

コンクール等を通じて蓄積された知見をもとに、学校ビオトープに取り組みたい学校や、園庭ビオトープに取り組みたい幼稚園・保育所・認定こども園等に対し、指導・助言を行います。

(公財)三菱UFJ環境財団による学校ビオトープづくり支援助成の運営に協力し、個別の取組に対し指導・助言を行います。

(9) 環境講座事業

一般向けの環境講座や、国会議員、地方議会議員等を対象とした講座を開催します。

(10) 海外の視察ツアー事業

「子どもの感性・思いやり・自立心を育む 自然ゆたかなドイツの園づくりツアー2026」(6月13～19日、首都ベルリン、ザクセン州ドレスデン)を企画し、旅行会社を通じて広く参加者を募り実施します。

また、行政職員、議員、企業、NGOスタッフ等の海外における視察への助言を行います。

(11) 委員・講師派遣事業

国や地方自治体等による各種委員会、検討会の委員等に、役員や職員を派遣します。また、行政機関や学校、企業・団体、NGO等からの依頼に応じ、役員や職員を講師として派遣します。

(12) 市民活動支援

当協会と目的を同じくする国内外の個人や市民団体と情報交換を行うとともに、活動に関する相談を受け、提言及び支援を行います。

(13) 学生研修等受入事業

学生等の研修者・実習者を受け入れ、自然の重要性や公益活動の必要性等を指導します。

(14) その他必要事項

2. 自然と共存した美しく持続可能なくにづくり・地域づくりに向けた調査研究事業

行政や企業からの受託業務や助成金の活用を通じ、国内外の自然生態系の保全・再生・創出

に関する各種データの収集、分析を行い、これらの結果を1の普及広報、啓発教育事業等の基礎資料、具体的事例として活用します。

(1) 国内外の関係法・条例等に関する調査研究事業

自然と共存した美しく持続可能なくにづくり・地域づくりに関する条約、法律、条例、行政計画、具体的な施策について調査・研究を行います。

また、生物多様性の保全・再生等をテーマに海外視察(ヨーロッパ等)を企画し、調査団を派遣します。

(2) 自然生態系調査研究事業

自然生態系の構成要素のうち野生生物を中心に、その生態や生物多様性に関する調査・研究を行います。

(3) エコロジカル・ネットワークに関する調査研究事業

エコロジカル・ネットワークの構築に必要な調査・研究を行います。

(4) ハビタット評価調査研究事業

ハビタット評価手続きに必要なHSIモデル等を用いて、土地における生物多様性の保全・改善の定量評価、ハビタット評価認証制度(JHEP認証制度)、及びG認証制度(二次的自然環境保全型ハビタット認証制度)の運用を行います。

(5) 自然再生に関する調査研究事業

国内外の自然再生の方法、評価等に関する調査研究を行います。

また、千葉県長南町に所有するトラスト地における「森と草はらの再生プロジェクト」を進めます。

(6) 自然災害と地域づくりに関する調査研究事業

自然と共存した美しく持続可能なくにづくり・地域づくりに向けた構想の立案、政策提言のため、自然災害が発生した際は被害状況の調査研究を行います。

(7) 環境教育に関する調査研究事業

持続可能な教育を実践している国内外の情報を収集し、我が国における教育や保育の在り方について、調査・研究を行います。

(8) 環境と経済に関する調査研究事業

野生の生きものを守り活かす観光等の持続可能な地域振興を始めとした、自然環境と経済との関係について、調査・研究を行います。

(9) その他必要事項

3. 自然と共存した美しく持続可能なくにづくり・地域づくりに向けたナショナル・トラスト事業

(1) ナショナル・トラスト地保全事業

活動の趣旨に賛同する個人や企業・団体からの寄付金を活用し、自然生態系を守るための土地の購入や寄付による所有を進め、保全を図ります。

(2) ナショナル・トラスト活動支援

我が国におけるナショナル・トラスト活動を発展させる上で必要な法律の制定や税制改正に向けた提言を行い、全国のナショナル・トラスト活動の発展に向けた協力を行います。特に(公社)日本ナショナル・トラスト協会の運営支援を行います。

(3) その他必要事項

4. 自然と共存した美しく持続可能なくにづくり・地域づくりに向けた自然保全・再生墓地事業

(1) 自然の保全と再生を目的とした墓地の整備運営事業

森の墓苑の運営と管理・整備を行います。

(2) 自然の保全と再生を目的とした墓地に関する情報収集

自然の保全と再生を目的とした墓地に関する情報を収集し、森の墓苑の運営と管理・整備の充実を図ります。また、新たな墓地の開設に向けた情報収集を行います。

(3) その他必要事項

資金調達及び設備投資の見込みについて

当該年度において、資金調達及び設備投資の見込みは、ありません。

公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について

公益目的事業の種類(公1～公4)及び内容については、公益財団法人への移行の認定を受けるに当たり、内閣府に提出した内容と、その後の変更の内容に、相違ありません。

また、収益事業については、当協会では行っておりません。